

平成15年 臨時第2回

新得町議会会議録

開 会 平成15年 5月 6日

閉 会 平成15年 5月 6日

新 得 町 議 会

第 2 回臨時町議会会議録目次

第 1 日 (1 5 . 5 . 6)

○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○日程第 1 仮議席の指定	6
○日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙	6
○議事日程の追加	7
○諸般の報告 (第 1 号)	8
○日程第 1 選挙第 2 号 副議長選挙	8
○日程第 2 指定第 1 号 議席の指定	9
○日程第 3 会議録署名議員の指名	9
○日程第 4 会期の決定	10
○行政報告	10
○日程第 5 選任第 1 号 常任委員の選任	11
○議長の常任委員辞任について	12
○諸般の報告 (第 2 号)	12
○日程第 6 選任第 2 号 議会運営委員の選任	12
○諸般の報告 (第 3 号)	13
○議事日程の追加	13
○特別委員会の設置	13

○諸般の報告（第4号）	14
○日程第7	選挙第3号 西十勝消防組合議会議員選挙 14
○日程第8	選挙第4号 十勝圏複合事務組合議会議員選挙 15
○日程第9	選挙第5号 十勝環境複合事務組合議会議員選挙 16
○日程第10	報告第2号 専決処分の承認について 16
○日程第11	報告第3号 専決処分の承認について 17
○日程第12	報告第4号 専決処分の承認について 18
○日程第13	報告第5号 専決処分の承認について 19
○日程第14	報告第6号 専決処分の承認について 20
○日程第15	報告第7号 専決処分の承認について 21
○日程第16	報告第8号 専決処分の承認について 21
○日程第17	報告第9号 平成14年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告 について 22
○日程第18	諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について 22
○日程第19	議案第33号 監査委員（議会選出）の選任同意について 24
○日程第20	議案第34号 町税条例の一部を改正する条例の制定について...	25
○日程第21	議案第35号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について 27
○日程第22	議案第36号 特別土地保有税審議会条例を廃止する条例の制定 について 28
○日程第23	議案第37号 工事委託契約の締結について 29
○閉会の宣告	29

平成15年第2回新得町議会臨時会

平成15年5月6日(火曜日)午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		仮議席の指定
2	選挙第 1号	議長選挙
追加日程		諸般の報告(第1号)
1	選挙第 2号	副議長選挙
2	指定第 1号	議席の指定
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
		行政報告
5	選任第 1号	常任委員の選任
		諸般の報告(第2号)
6	選任第 2号	議会運営委員の選任
		諸般の報告(第3号)
追加日程		特別委員会の設置
		諸般の報告(第4号)
7	選挙第 3号	西十勝消防組合議会議員選挙
8	選挙第 4号	十勝圏複合事務組合議会議員選挙
9	選挙第 5号	十勝環境複合事務組合議会議員選挙

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1 0	報告第 2号	専決処分の承認について
1 1	報告第 3号	専決処分の承認について
1 2	報告第 4号	専決処分の承認について
1 3	報告第 5号	専決処分の承認について
1 4	報告第 6号	専決処分の承認について
1 5	報告第 7号	専決処分の承認について
1 6	報告第 8号	専決処分の承認について
1 7	報告第 9号	平成14年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について
1 8	諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
1 9	議案第 33号	監査委員（議会選出）の選任同意について
2 0	議案第 34号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
2 1	議案第 35号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
2 2	議案第 36号	特別土地保有税審議会条例を廃止する条例の制定について
2 3	議案第 37号	工事委託契約の締結について

会議に付した事件

- 選挙第 1号 仮議席の指定
(追加日程) 議長選挙
- 選挙第 2号 諸般の報告(第1号)
- 指定第 1号 副議長選挙
議席の指定
会議録署名議員の指名
会期の決定
行政報告
- 選任第 1号 常任委員の選任

	諸般の報告(第2号)
選任第 2号	議会運営委員の選任
	諸般の報告(第3号)
(追加日程)	特別委員会の設置
	諸般の報告(第4号)
選挙第 3号	西十勝消防組合議会議員選挙
選挙第 4号	十勝圏複合事務組合議会議員選挙
選挙第 5号	十勝環境複合事務組合議会議員選挙
報告第 2号	専決処分の承認について
報告第 3号	専決処分の承認について
報告第 4号	専決処分の承認について
報告第 5号	専決処分の承認について
報告第 6号	専決処分の承認について
報告第 7号	専決処分の承認について
報告第 8号	専決処分の承認について
報告第 9号	平成14年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について
諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第33号	監査委員(議会選出)の選任同意について
議案第34号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第35号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第36号	特別土地保有税審議会条例を廃止する条例の制定について
議案第37号	工事委託契約の締結について

出席議員(16人)

1番	川見久雄	議員	2番	金澤学	議員
3番	斎藤芳幸	議員	4番	松尾為男	議員
5番	柴田信昭	議員	6番	千葉正博	議員
7番	宗像一	議員	8番	石本洋	議員
9番	吉川幸一	議員	10番	廣山輝男	議員
11番	齊藤美代子	議員	12番	藤井友幸	議員
13番	青柳茂行	議員	14番	武田武孝	議員
15番	高橋欽造	議員	16番	湯浅亮	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊	藤	敏	雄
教育委員会委員	長	小笠原	一	水	
監査委員		吉岡		正	

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木	政	輝	
総務課	長	畑中	栄	和	
企画調整課	長	浜田	正	利	
税務課	長	富田	秋	彦	
住民生活課	長	小森	俊	雄	
保健福祉課	長	秋山	秀	敏	
施設課	長	村中	隆	雄	
農林課	長	長尾		正	
商工観光課	長	貴戸	延	之	
児童保育課	長	高橋	末	治	
老人ホーム所	長	常松	敏	昭	
屈足支所	長	長谷川	貢	一	
庶務係	長	鈴木	貞	行	
財政係	長	武田	芳	秋	

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	佐々木	裕	二
学校	教育	課	高橋	昭	吾
社会	教育	課	齊藤	正	明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	加藤	健	治
---	---	---	---	----	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	田	中	透	嗣
書			記	渡	辺	美	恵
書			記	田	中	光	雄

◎田中透嗣議会事務局長 本日の臨時町議会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、臨時議長には年長の石本洋議員にお願いをいたします。

[石本洋議員、議長席に移動]

◎田中透嗣議会事務局長 年長の石本洋議員をご紹介申し上げます。

◎石本洋臨時議長 ただいま紹介されました、石本洋でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

開 会 の 宣 告

◎石本洋臨時議長 これより平成15年臨時第2回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時02分)

◎石本洋臨時議長 この際、斉藤町長のごあいさつがあります。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 改選後初の議会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの新得町議会議員選挙におきまして、議員各位におかれましては、無事当選の栄に浴されましたことを、心よりお慶び申し上げる所でございます。

各位におかれましては、これまでのご活躍に町民の厚い信頼が寄せられ、当選を果たされたものでありまして、その負託にこたえて、今後の更なるご活躍にご期待を申し上げます。

現下の情勢は議会をはじめ町民皆様のご理解とご協力によりまして、各般の行政課題が一つ一つ進展をみてきたかと考えております。しかし、今日の不透明な社会経済情勢下にあつて、なお課題も残されております。

私はこれからも議会並びに町民の皆様と、行政課題を共有しながら、町の発展に最善を尽くしていきたいと考えております。

今日の最も大きな課題は、国家財政危機に端を発した地方交付税をはじめとする地方への大幅な歳出削減と、市町村合併の問題であります。このいずれもが、地方自治の根幹にかかわる重要な問題であります。

町といたしましては、引き続き行財政の改革に取り組むと同時に、議論を重ねて、市町村合併に対する一定の方向を見いだしていかなければならないと考えております。

こうした時代の大きな変革の時に当たり、ともに知恵を絞り、町の将来を見据え、更なる発展を期していきたいと考えております。

どうか議員各位におかれましては、町政万般にわたりまして縦横無尽のご活躍をいただきますと同時に、特段のお力添えとご支援を心からお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

[斉藤敏雄町長 降壇]

開 議 の 宣 告

◎石本洋臨時議長 これより本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

- ◎石本洋臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。
-

日程第2 選挙第1号 議長選挙

- ◎石本洋臨時議長 日程第2、選挙第1号、議長選挙を行います。
選挙の方法は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

- ◎石本洋臨時議長 ただいまの出席議員数は16人です。
次に、立会人を指名いたします。
会議規則第32条第2項の規定により、1番、金澤学議員、2番、斎藤芳幸議員、5番、吉川幸一議員の3人を立会人に指名いたします。
投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

- ◎石本洋臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◎石本洋臨時議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

- ◎石本洋臨時議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は、単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

- ◎石本洋臨時議長 投票漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◎石本洋臨時議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
開票を行います。
金澤学議員、斎藤芳幸議員、吉川幸一議員、開票の立ち会いを願います。

[開 票]

- ◎石本洋臨時議長 選挙の結果を報告いたします。
- | | | |
|----------|----|----------|
| 投票総数 | 16 | 票、 |
| そのうち有効投票 | 15 | 票、 |
| 無効投票 | 1 | 票でございます。 |
| 有効投票中 | | |
| 湯浅 亮議員 | 14 | 票、 |
| 青柳茂行議員 | 1 | 票、 |

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、議長に湯浅亮議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました湯浅亮議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項より当選の告知をいたします。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎石本洋臨時議長 それでは議長に当選されました湯浅亮議員から、就任のごあいさつをお願いしたいと思います。

[湯浅亮議長 登壇]

◎湯浅亮議長 三度議長としてご拝命をいただきましたことに、心から皆様がたにお礼を申し上げる次第であります。

さきほど町長殿よりごあいさつをいただいたわけでありませぬけれども、それぞれ各位には、多く町民の皆様がたのご支持、大きな負託のもとに立起・当選されたかたでございます。

私が、三度議長としての信任をいただいたことのその重みと責任の重さを痛感するところでありますが、今日まで温かいご支援のもと、大過のない8年間にあらためて感謝を申し上げます。

さきほどお話しありましたように、地方自治の取り巻く諸情勢は、われわれの想像を絶する大変な思いの厳しい時を迎えていると考えるわけであります。

どうか、町民のそれぞれの皆様がたの負託にこたえられる、議会として、議員として、それぞれ皆さんがたのお力をいただきながら、この任期を全うさせていただく覚悟でございます。

理事者をはじめ、管理職の皆さん、そして議員の皆さんが1つになってこの議会を運営し、地方自治に向けての大きな課題解決に努力あらんことを心からお願いと誓いを申し上げて、たいへん措辞、簡単でありますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

たいへんありがとうございました。

[湯浅亮議長 降壇]

◎石本洋臨時議長 以上をもって議長選挙に絡む行事を終わらせていただきます。

◎石本洋臨時議長 暫時休憩をいたします。

(宣告 10時16分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時29分)

議事日程の追加

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

この際、議事日程第1号の追加を議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました議事日程第1号を追加し、議題とすることに決しました。

諸 般 の 報 告 (第 1 号)

- ◎湯浅亮議長 諸般の報告は朗読を省略いたします。
別紙お手もとに配布いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。
-

日程第 1 選挙第 2 号 副議長選挙

- ◎湯浅亮議長 これより、日程第 1、選挙第 2 号、副議長の選挙を行います。
選挙の方法は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

- ◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は 16 人であります。
次に、立会人を指名いたします。
会議規則第 32 条第 2 項の規定により、6 番、千葉正博議員、10 番、宗像一議員、
13 番、藤井友幸議員の 3 人を立会人に指名いたします。
投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

- ◎湯浅亮議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◎湯浅亮議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

- ◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は、単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。
点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

- ◎湯浅亮議長 投票漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◎湯浅亮議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたしました。
開票を行います。
千葉正博議員、宗像一議員、藤井友幸議員、開票の立ち会いを願います。

[開 票]

- ◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。
- | | |
|----------|------------|
| 投票総数 | 16 票、 |
| そのうち有効投票 | 15 票、 |
| 無効投票 | 1 票でございます。 |
| 有効投票中 | |
| 高橋欽造議員 | 8 票、 |
| 吉川幸一議員 | 6 票、 |
| 青柳茂行議員 | 1 票、 |

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、副議長に高橋欽造議員が当選されました。

ただいま、副議長に当選されました高橋欽造議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 それでは副議長に当選されました高橋欽造議員から、就任のごあいさつをお願いいたしたいと思っております。副議長、登壇あいさつを願います。

[高橋欽造副議長 登壇]

◎高橋欽造副議長 平成15年、選挙があったわけですが、無投票というかつてない選挙のもとで当選させていただいたわけでありまして。

ただいま皆様がたのご支持をいただいて副議長という重責を担うことになりました。

自分自身、浅学非才の身でありますけれども、なんとしてでも、この厳しい経済から、行政から、あらゆる面で環境の厳しいときに、私は、粉骨砕身がんばらなきゃならない、そんな思いをしているところであります。

幸いにいたしまして、議長であります湯浅議長は、たいへんな実力者でありますし、私は湯浅議長のもとで、町民のために、また、まちづくりのために、がんばっていかなくちゃならない、そんな思いを新たにいたしました。

いろいろなことがありました。しかし、それはもう終わったことということで、私はほんとうに初心に帰ってがんばる所存でございます。どうか皆様がたの力強いご支援とご指導を賜りますように、心からお願いを申し上げまして、はなはだ要を得ませんけれども、就任のあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

[高橋欽造副議長 降壇]

◎湯浅亮議長 ここで暫時休憩をいたします。

(宣告 10時41分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時30分)

日程第2 指定第1号 議席の指定

◎湯浅亮議長 日程第2、指定第1号、議席の指定を議題といたします。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席の番号を職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

◎湯浅亮議長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により議長において、1番、川見久雄議員、2番、金澤学議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

行政報告

◎湯浅亮議長 次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 3月4日、定例第1回町議会以後の行政報告を行います。

2ページにまいりまして、中ほどでありますけれども、3月20日には、第15回の冬季デフリンピック、これはろうあ者のオリンピックであります、3月1日から8日まで、スウェーデンで開催されました。この際に、わかふじ寮の3名の選手が日本代表ということで、参加をいたしました。記載のとおり成績でありました。

同じ3月20日ではありますが、農道空港多面的活用に関する具申書の提出がございました。これは、農道空港の多面的利用に関連をいたしまして、農道離着陸場運営委員会が組織をされまして、13年の8月に発足したわけではありますが、以来、何回となく会合を重ねてまいりまして、今後の多面的利用に関する具体的考え方を整理されまして具申をいただきました。内容等につきましては、後ほどの議員協議会で説明をさせていただきたいと思っております。

3月24日には、レディース・ファーム・スクールの第7期の修了式が行われまして、9名が修了いたしました。このうち、5名が町内の牧場などに就職をいたしております。

3ページにまいりまして、中過ぎでありますけれども、3月27日には、釧路地方法務局の局長が来庁いたしました。これは、清水町にあります登記所の出張所が3月24日付をもって廃止になりまして、この間のお礼を兼ねたあいさつに来庁されました。

また、管内に清水を含めまして、5か所の登記所の出張所があるわけではありますが、これをすべて5月中までに帯広支局に全面的に統合することと相なっております。

3月31日には、退職職員の辞令交付式ということで、3月31日付けをもって7名の職員が定年等による退職をいたしました。

4月1日には、辞令の交付式を行いまして、人事異動並びに新規採用職員1名の発令を行ったところであります。

4ページにまいりまして、4月4日には、レディース・ファーム・スクールの第8期の入校式を行いました。全部で13名入校されまして、内容的には道内から3名、本州府県から10名が入校されまして、それぞれ現在、町内の牧場等で実習中であります。

5ページにまいりまして、4月5日にはクラブメッド・サホロのクローズパーティーということで冬の村が終了いたしました。5月30日から夏の村がオープンの予定であります。14年の1年の入り込みでありますけれども、3万7千265人とお伺いをい

たしてありまして、対前年比では、109パーセントの伸びということで、観光リゾート全体が低迷している中にありまして、善戦されたものと考えております。

6ページにまいりまして、中過ぎでありますけれども、4月15日には、十勝スカイスポーツ協会が北海道に対しまして、農道離着陸場使用不許可処分及び行政財産使用期間更新不許可処分に対する審査請求をしていたわけではありますが、この日をもって道の採決が出ました。結果といたしましては、ここに記載のとおりでありまして、却下並びに棄却ということであります。なお、この採決の理由の中に、地域住民の合意に関する審査基準を町では持っていないわけでありまして、したがって、この指摘がございました。

したがって、町といたしましては、農道離着陸場の運営委員会からのさきほどの報告の多面的活用に関する具申が出ておることを踏まえまして、あたためてこの多面的利用に関する要綱を制定いたしまして、利用に関する基準の整備を行ったところであります。

7ページにまいりまして、4月18日、後段のほうでありますけれども、特急おおぞらが、新得駅構内におきまして、先頭車両についておりますタンクが欠損いたしまして、油漏れが発生いたしました。この際、引火に備えての消防の出動要請がございまして、消防車両が駅に出向いたわけではありますが、結果としては大事に至らず終わっております。

4月23日には、佐幌地域振興会の役員会を開いていただきまして、さきほど申し上げました農道離着陸場の多面的活用についての要綱の説明会を開催をいたしたところであります。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第5 選任第1号 常任委員の選任

◎湯浅亮議長 日程第5、選任第1号、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、

川見久雄議員、	宗像一議員、
齊藤美代子議員、	武田武孝議員、
高橋欽造議員、	湯浅亮議員、

以上6名を総務常任委員に、

斎藤芳幸議員、	柴田信昭議員、
千葉正博議員、	吉川幸一議員、
廣山輝男議員、	

以上5名を農林建設常任委員に、

金澤学議員、	松尾為男議員、
石本洋議員、	藤井友幸議員、
青柳茂行議員、	

以上5名を文教福祉常任委員に、それぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

◎湯浅亮議長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時40分)

◎高橋欽造副議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時41分)

議長の常任委員辞任について

◎高橋欽造副議長 議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

ただいま、常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限等を考慮するとき、1つの委員会に委員として所属することは適当でないと考えます。また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務常任委員を辞任したいとするものであります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎高橋欽造副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の総務常任委員の辞任については許可することに決しました。

◎高橋欽造副議長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時42分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時43分)

諸般の報告(第2号)

◎湯浅亮議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手もとにまいりましたので報告いたします。

総務常任委員会 委員長 宗像 一議員、
副委員長 川見久雄議員、

農林建設常任委員会 委員長 斎藤芳幸議員、
副委員長 廣山輝男議員、

文教福祉常任委員会 委員長 藤井友幸議員、
副委員長 松尾為男議員、

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

日程第6 選任第2号 議会運営委員の選任

◎湯浅亮議長 日程第6、選任第2号、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により

川見久雄議員、 齋藤芳幸議員、
宗像 一議員、 石本 洋議員、
吉川幸一議員、 藤井友幸議員、
高橋欽造議員、

以上7名を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を、議会運営委員に選任することに決しました。

◎湯浅亮議長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時45分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時46分)

諸般の報告(第3号)

◎湯浅亮議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手もとにまいりましたので報告いたします。

委員長 吉川幸一議員、
副委員長 川見久雄議員、

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議事日程の追加

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議会広報の編集発行とその調査研究をするため、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査終了までの継続調査とするため、これを日程に追加し議題にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の設置を日程に追加し議題とすることに決しました。

追加日程 特別委員会の設置

◎湯浅亮議長 議会広報特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となった議会広報特別委員会の設置について、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、議会広報の編集発行とその調査研究をするため、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託のうえ、調査終了までの継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により

金澤 学議員、 柴田 信昭議員、
廣山 輝 男議員、 齊藤美代子議員、
青柳 茂 行議員、 武田 武孝議員、

以上6人を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の議員を、議会広報特別委員に選任することに決しました。

◎湯浅亮議長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時47分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時48分)

諸般の報告(第4号)

◎湯浅亮議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会広報特別委員会において、正副委員長の間選が行われ、その結果が議長の手もとにまいりましたので報告いたします。

委員長 武田武孝議員、

副委員長 金澤 学議員、

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

日程第7 選挙第3号 西十勝消防組合議会議員選挙

◎湯浅亮議長 日程第7、選挙第3号、西十勝消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

西十勝消防組合議会議員に

松尾為男議員、 武田武孝議員、
高橋欽造議員、 湯浅 亮議員、

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました

松尾為男議員、 武田武孝議員、
高橋欽造議員、 湯浅 亮議員、

を西十勝消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました

松尾為男議員、 武田武孝議員、
高橋欽造議員、 湯浅 亮議員、

が西十勝消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

日程第8 選挙第4号 十勝圏複合事務組合議会議員選挙

◎湯浅亮議長 日程第8、選挙第4号、十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

十勝圏複合事務組合議会議員に湯浅亮議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました湯浅亮議員を、十勝圏複合事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました湯浅亮議員が、十勝圏複合事務組合議会議員に当

選されました。

ただいま当選されました湯浅亮議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

日程第9 選挙第5号 十勝環境複合事務組合議会議員選挙

◎湯浅亮議長 日程第9、選挙第5号、十勝環境複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

十勝環境複合事務組合議会議員に湯浅亮議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました湯浅亮議員を、十勝環境複合事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました湯浅亮議員が十勝環境複合事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました湯浅亮議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

日程第10 報告第2号 専決処分の承認について

◎湯浅亮議長 日程第10、報告第2号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。富田税務課長。

[富田秋彦税務課長 登壇]

◎富田秋彦税務課長 報告第2号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものであります。

改正内容であります。地方税法等の一部を改正する法律が、平成15年3月31日

公布、同年4月1日施行に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

次に改正内容であります。介護分の課税限度額について、現行7万円を8万円に引き上げるものであります。

この改正によりまして、税収面では、改正前に比べて約40万円ほどの増収となる見込みでございます。

附則といたしまして、第1項で施行期日を平成15年4月1日とし、第2項で適用区分をそれぞれ定めております。

条例本文の説明は省略をさせていただきますが、よろしくご承認をお願い申し上げます。

[富田秋彦税務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第2号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、報告第2号はこれを承認することに決しました。

日程第11 報告第3号 専決処分の承認について

◎湯浅亮議長 日程第11、報告第3号、専決処分の承認についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 報告第3号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

専決処分書、平成14年度新得町一般会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

平成14年度新得町一般会計補正予算、専決第1号について、この補正予算は、第1条で規定のとおり繰越明許費の補正でございます。

次のページをお開き願います。

第2表の補正では、衛生費、町営浴場ろ過器改修の繰越明許をするものであります。これにつきましては、3月中旬、町営浴場の施設整備の改修と浴場内全体の消毒清掃が緊急に必要となりましたので、予備費で予算措置をいたしました。特別仕様のろ過器は、時期的に時間を要するため、翌年度に繰り越しをして予算を使用するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8番、石本議員。

◎石本洋議員 この繰越明許はそれはそれでいいんですが、新しい年度に入って2か月

たちましたね、1か月ちょっとですか。その間、いちおう町民浴場は、休止期間が若干ありまして、その後、今は営業しているわけですが、この関係はその間に処理したのではなくて、その部分は残して新年度に回ったということなんですか。この辺の事情をちょっとお伺いしておきたいなと思います。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 お答え申し上げます。今回清掃やったんですけれども、一部ろ過器が非常に悪いということで結論出まして、急きよろ過器を取り替えるということだったんですけれども、このろ過器を作るために2か月ぐらいかかります。そしてろ過器が新しくできましたら取り替えるということで、とりあえずは5月いっぱい、旧ろ過器を大事に使って2か月間もたしていきたいというふうに考えてます。

◎湯浅亮議長 8番、石本議員。

◎石本洋議員 その間、いわゆるレジオネラ菌の関係としては、安全性は大丈夫なんでしょね。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 検査の結果は異状ないということで出ておりますので、問題はないと思います。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第3号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、報告第3号はこれを承認することに決しました。

日程第12 報告第4号 専決処分の承認について

◎湯浅亮議長 日程第12、報告第4号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 報告第4号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

専決処分書、平成14年度新得町一般会計補正予算、専決第2号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

次のページを御覧ください。

平成14年度新得町一般会計補正予算、専決第2号について、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,100万7千円を追加し、予算の総額を73億9,760万6千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

2款、総務費では、財政調整基金費の積立金を増額し、3款、民生費では、国民健康保険事業及び老人保健における医療費などの確定に伴い、各会計への繰出金の補正を行

っております。

12款、諸支出金では、基金用地売却に伴い、土地開発基金への繰出金を増額しております。

4ページに戻りまして、歳入の2款、地方譲与税から8款、地方交付税につきましては、14年度交付額の確定に伴い、それぞれ補正をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第4号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、報告第4号はこれを承認することに決しました。

日程第13 報告第5号 専決処分の承認について

◎湯浅亮議長 日程第13、報告第5号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 報告第5号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

専決処分書、平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページを御覧願います。

平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号について、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,258万円を減額し、予算の総額を7億731万9千円とするものでございます。

6ページ、歳出をお開き願います。

1款、総務費では、歳入の補正に伴う財源移動を行い、6ページから7ページにかけての2款、保険給付費では、医療費実績による補正と財源の移動をそれぞれ行っており、3款、老人保健拠出金では、財源移動を行い、7ページから8ページにかけての5款、介護給付金については、医療費実績による補正と財源の移動を行っております。

4ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

1款の国民健康保険税では、滞納繰越分の増額に伴い補正を行い、2款の国庫支出金では、国庫負担金を医療費の実績により補正し、補助金では、財政調整交付金の算定係数の決定によりまして減額しております。

3款、療養給付費交付金、4款、道支出金につきましては、医療費等の実績によりそれぞれ補正しております。

5 ページ、6 款の共同事業交付金では、高額医療費が減額したことによりまして、交付金を減額し、8 款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、その他の一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第 5 号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、報告第 5 号はこれを承認することに決しました。

日程第 1 4 報告第 6 号 専決処分の承認について

◎湯浅亮議長 日程第 1 4、報告第 6 号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 報告第 6 号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

専決処分書、平成 1 4 年度新得町老人保健特別会計補正予算、専決第 1 号について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページを御覧ください。

平成 1 4 年度新得町老人保健特別会計補正予算、専決第 1 号について、この補正予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から、歳出歳入それぞれ 3 , 5 9 0 万 4 千円を減額し、予算の総額を 1 2 億 2 , 8 6 4 万 7 千円とするものでございます。

6 ページ、歳出をお開き願います。

1 款、医療諸費では、医療費等の実績によりそれぞれ減額しております。

4 ページに戻りまして、歳入の 1 款、支払基金交付金から 3 款、道支出金につきましては、それぞれ交付額の決定に伴い補正を行い、4 款、繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額しております。

5 ページ、6 款の諸収入では、診療報酬返還金がありましたので、新たに予算計上をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第6号を採決いたします。
本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、報告第6号はこれを承認することに決しました。

日程第15 報告第7号 専決処分の承認について

◎湯浅亮議長 日程第15、報告第7号、専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 報告第7号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

専決処分書、平成14年度新得町介護保険特別会計補正予算、専決第1号について、
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございま
す。

次のページを御覧ください。

平成14年度新得町介護保険特別会計補正予算、専決第1号について、この補正予算
は、予算総額の補正はなく第1表の歳入歳出予算補正によるものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

5ページから6ページにかけての2款、保険給付費では、調整交付金及び介護給付費
負担金等の実績によりそれぞれ財源移動を行っております。

4ページ、歳入では、2款、国庫支出金及び3款、道支出金につきましては、それぞ
れ交付額の決定に伴い増額の補正を行い、6款、繰入金では、調整交付金等の決定に伴
い、基金繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第7号を採決いたします。
本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、報告第7号はこれを承認することに決しました。

日程第16 報告第8号 専決処分の承認について

◎湯浅亮議長 日程第16、報告第8号、専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 報告第8号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

専決処分書、平成14年度新得町水道事業会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

次のページで、平成14年度新得町水道事業会計補正予算、専決第1号について、第2条で水道事業会計予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入につきましては変更がございません。

支出につきましては、1款、事業費の営業費用で臨時職員に係る社会保険料等の法定福利費について不足を生じたため、12万円を補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第8号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、報告第8号はこれを承認することに決しました。

日程第17 報告第9号 平成14年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告
について

◎湯浅亮議長 日程第17、報告第9号として、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費に係る計算書の報告がありましたがお手もとに配布したとおりであります。

この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 ないようですので、この報告第9号については、これをもって終結いたします。

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎湯浅亮議長 日程第18、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者に、新得町3条南6丁目1番地、小野洋子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

小野洋子氏は、昭和17年10月28日生まれの満60歳であります。民生委員を平成8年から、また、町民憲章推進委員や女性団体の役員を務め、現在に至っております。

今回、柴田みね子氏が任期満了となりますので、その後任として、人格・識見高く、人権擁護についての理解も深く適任と思いますので、推薦についてのご同意をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。よって、この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は16人ですが、議長を除くと15人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、1番、川見久雄議員、2番、金澤学議員、3番、斎藤芳幸議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、1番、川見久雄議員、2番、金澤学議員、3番、斎藤芳幸議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎湯浅亮議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は人権擁護委員の候補者の推薦について、推薦することを可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎湯浅亮議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり。)

◎湯浅亮議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

川見久雄議員、金澤学議員、斎藤芳幸議員、開票の立ち会いを願います。

[開 票]

◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 5 票、

そのうち有効投票 1 5 票、

無効投票 0 票、

有効投票中 賛成 1 5 票、

反対 0 票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第 1 9 議案第 3 3 号 監査委員（議会選出）の選任同意について

◎湯浅亮議長 日程第 1 9、議案第 3 3 号、監査委員の議会選出の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、除斥の対象となります柴田信昭議員の退席を求めます。

[柴田信昭議員 退場]

◎湯浅亮議長 提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第 3 3 号、監査委員（議会選出）の選任同意についてご提案申し上げます。

地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、柴田信昭氏を監査委員（議会選出）に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いをいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 3 3 号、監査委員の議会選出の選任同意については、これに同意することにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 3 号、監査委員の議会選出の選任同意については、これに同意することに決しました。

退席者の入場を求めます。

[柴田信昭議員 入場]

日程第 20 議案第 34 号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第 20、議案第 34 号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。富田税務課長。

[富田秋彦税務課長 登壇]

◎富田秋彦税務課長 議案第 34 号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

8 枚めくっていただきたいと思います。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成 15 年 3 月 31 日交付、同 15 年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容についてご説明を申し上げます。最初をお願いを申し上げたいと思いますが、今回の改正は、相当な量にのぼる反面、本町に直接関係する部分が少ないということもありますので、地方税法をはじめ、関係法令の改正による条項の移動など、単に条文の整理にかかわる分につきましては、改正内容に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきたいと存じます。どうかご理解を賜りたいと思います。

1 は、条文の整理であります。

次の 2 の第 31 条第 2 項の表の第 1 号の改正は、法人である政党、または政治団体について、法人町民税の均等割の課税対象から削除するものであります。

3 の第 33 条第 3 項から第 6 項の追加につきましては、一定の上場株式の配当所得などの特定配当等に対し、配当割、また、一定の特定口座における上場株式の譲渡所得に対し、株式等譲渡所得割がそれぞれ道民税として創設されることに伴いまして、これら所得については、特別徴収の方法によるため、町民税の所得割の総所得金額から除外することとし、所得の申告は要しないこととされております。しかし、選択により申告をした場合は、当該所得を含めて算定することとする規定でございます。

4 の第 34 条の 8 第 1 項の追加につきましては、3 で申し上げました配当割、または株式等譲渡所得割が申告された場合は、これら所得を総所得金額の 100 分の 68 に相当する金額を算定された町民税の所得割額から控除することとする規定でございます。

また、第 2 項といたしまして、算定された所得割額から控除しきれなかった場合は、還付または未納徴収金に充当することとする規定であります。

5、6 は条文の整理であります。

7 の第 87 条第 1 項から第 3 項の改正は、軽自動車税に係る申告、または報告について、従来条例で定められていたものを総務省令で定めて、様式の統一化を図ろうとするものでございます。

8 から 10 については、第 87 条の改正に伴う条文の整理でございます。

11 の第 95 条は、たばこ税の税率を 1 千本につき現行 2 千 4 3 4 円を 2 千 7 4 3 円に 3 0 9 円引き上げるものでございます。

12、13 は条文の整理であります。

14 は、条文の整理と附則第 5 条第 3 項を追加し、個人町民税の所得割額の調整措置

の特例が適用される場合の第34条の8、配当割額、または株式等譲渡所得額の控除の読み替え規定でございます。

15の附則第6条につきましては、株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税の除外規定が削除されたことによりまして、本条例を削除するものでございます。

16は、条文整理でございます。

17の附則第7条第2項の追加については、個人町民税の配当控除がある場合の第34条の8第1項の読み替え規定でございます。

18の附則第7条の2は、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除の特例の追加であります。平成17年度から平成20年度までの控除額は3分の2とする特例でございます。

19の附則第8条の改正については、第2項が条文の整理、第3項が追加であります。免税とならない肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用がある場合の第34条の8第1項の読み替え規定でございます。

20から23までは、土地の評価替えに伴い、固定資産税の課税の適用年度を、現行平成12年度から平成14年度までを、平成15年度から平成17年度までとし、関係条文をそれぞれ改めるものでございます。

24の附則第13条の3につきましては、価格が著しく下落した土地に課する固定資産税の特例規定であります。条文整理のほか、適用する下落率を現行の0.12を0.15に改めるものでございます。

25の附則第13条の2は、市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税の特例として、課税標準額を3分の1とする追加規定であります。

26の附則第14条の免税点の適用に関する特例につきましては、附則第12条から附則第13条の2までの特例を適用した後の課税標準額とするものであります。

27の第14条の2につきましては、特別土地保有税の課税の停止の規定であります。第1項では、平成15年度以後について、当分の間、保有土地の課税は行わないこととし、第2項においては、平成15年1月1日以後になされた土地の取得に対しても当分の間、課税を行わないとする規定であります。

28の附則第15条の2については、特別土地保有税の課税の特例であります。徴収猶予中の納税義務については、課税停止の影響を受けないため、この適用年を改正するものでございます。

29の附則第16条の2については、たばこ税の税率の特例であります。平成15年7月1日から、この税率を1千本につき2千668円を2千977円に309円引き上げ、旧3級品につきましては、1千本につき1千266円を1千412円に146円引き上げるものでございます。

30、31、32については、第34条の8の追加及び附則第7条改正に伴う条文の整理でございます。

33の附則第19条の2は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例であります。一部条文の整理のほか、株式等譲渡所得割に係る個人の町民税に限り、平成16年度から平成20年度までの税率を100分の3.4を100分の2といたしまして、この場合は附則第19条第2項の2分の1の規定は適用しないことに改めるものでございます。

34の附則第19条の4につきましては、証券業者からの上場株式等取引報告書の提

出義務がなくなったため、削除するものでございます。

35、36は条文の整理でございます。

37の附則第20条の2は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例についてであります。条文整理に加えて、特例の適用期間の平成14年度から平成16年度限りを、当分の間に改めるものであります。また、この場合の税率を100分の4から100分の3.4に改めるものでございます。

38の附則第20条の3の追加につきましては、町民税の所得割の計算において、先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、また、連続して申告書を提出しているときに限り、前年前3年以内に生じた差金決済に係る損失金額を繰越控除をするものであります。

39の附則第21条第4項につきましては、定率減税適用の場合の第34条の8の読み替え規定の追加であります。

なお、今回の町税条例の改正によりまして、平成15年度における町税の税収面では、たばこ税が300万円ほど増額。また、特別土地保有税で予算額1万3千円そのままが減額になる見込みとなっております。

附則といたしまして、第1条で施行期日、第2条から第5条までは経過措置を、それぞれ定めております。

条例本文の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

[富田秋彦税務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第34号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第35号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第21、議案第35号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。富田税務課長。

[富田秋彦税務課長 登壇]

◎富田秋彦税務課長 議案第35号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

次のページの提案理由を御覧いただきたいと思います。存じますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成15年3月31日交付、同4月1日から施行されることに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容であります。1の第14条の改正は、一定の特定口座を有する証券業者の上場株式取引報告書の提出義務及び前年中に当該特定口座に上場株式等の譲渡所得以外の所得を有しなかったもの等について、申告書の提出を要しないこととする特例規定が廃止されたことによる条文整理でございます。

2の附則第8項の改正は、商品先物取引に係る雑所得の課税の特例に有価証券先物取引等に係る雑所得等が加えられたため、「商品先物取引」を「先物取引」に改めるものであります。

3の附則第9項の追加であります。納税義務者の前年前3年以内に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額を、当該先物取引の雑所得の金額を限度として繰越控除ができることとするものであります。

4の附則第10項は、附則第9項の追加による条項の整理であります。

附則といたしまして、第1項では、施行期日を、第2項から第4項までは、経過規定として適用区分をそれぞれ規定しております。

今回の改正による税収面での影響はほとんどないものと考えております。

なお、条例本文の説明は省略させていただきますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[富田秋彦税務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第35号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第36号 特別土地保有税審議会条例を廃止する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第22、議案第36号、特別土地保有税審議会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。富田税務課長。

[富田秋彦税務課長 登壇]

◎富田秋彦税務課長 議案第36号、特別土地保有税審議会条例を廃止する条例の制定についてご説明を申し上げます。

下段の提案理由であります。地方税法等の一部を改正する法律が平成15年3月31日交付、同4月1日から施行されまして、平成15年度以降、当分の間、新たな特別土地保有税の課税を行わず、納税義務の免除の認定、または確認の際の本審議会への付議要件が廃止されたことを受けまして、本条例を廃止しようとするものでございます。

条例本文に戻りまして、特別土地保有税審議会条例、昭和53年条例第17号は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し平成15年4月1日から適用するものでございます。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

[富田秋彦税務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第36号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第37号 工事委託契約の締結について

◎湯浅亮議長 日程第23、議案第37号、工事委託契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。長尾農林課長。

[長尾正農林課長 登壇]

◎長尾正農林課長 議案第37号、工事委託契約の締結につきましてご説明申し上げます。

1、委託契約の目的でございます。新得町営育成牧場施設整備事業、牛舎新築工事。

2、契約の方法。随意契約でございます。

3、契約の金額。1億円でございます。

4、契約の相手方。新得町字新内西1線142番地、株式会社新得町畜産振興公社、契約担当取締役、鈴木政輝でございます。

なお、資料といたしまして、配置図等を添付してございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[長尾正農林課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第37号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、平成15年臨時第2回新得町議会を閉会いたします。
(宣告 14時48分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員